

最高裁秘書第2022号

令和4年7月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年6月24日に答申（令和4年度（情）答申第1号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年1月24日（令和3年度（情）諮詢第44号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（情）答申第11号）

件名：未成年後見人に選任されていた特定の弁護士の業務上横領の疑いのある行為について、大阪家庭裁判所が作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

未成年後見人をしていた特定の弁護士の業務上横領の疑いのある行為について大阪家裁が作成し、又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が令和3年12月21日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の存否までが本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出については、「未成年後見人として選任されていた特定の弁護士が、当該未成年後見に関して行った疑いのある業務上横領行為について、原判断庁が作成し、又は取得した文書」と整理した。
- 2 本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、特定の未成年後見人に係

る業務上横領の疑いのある行為について原判断庁が司法行政文書を作成又は取得した事実、ひいては当該不正行為について原判断庁が組織的に検討や対応を行った事実の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになる。

裁判所はウェブサイトにおいて、後見人等の不正件数や被害額の総数を公表しているものの、個別の事例ごとに組織的対応等の有無を明らかにしているものではないから、不正行為事例についてどの程度の疑いがあった場合にどのような検討や対応がなされるのかを公にすることは原則として予定されていない。そのような状況下で本件存否情報を開示すると、どのような疑いがあった場合にいかなる検討や対応がされるのかについて、後見人等の候補者や後見人等に無用の憶測や不安を生じさせ、後見人等に選任されることを躊躇されることによって担い手の確保が難しくなったり、後見人等を過度に委縮させたりする等して適正な後見等事務を阻害する可能性がある。

以上を踏まえると、本件存否情報は、不開示情報である後見人等選任事務及び後見等監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年1月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「未成年後見人として選任されていた特定の弁護士が、当該未成年後見に関して行った疑いのある業務上横領行為について、原判断庁が作成し、又は取得した文書」の開示を申し出るものと整理したことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出につ

いて上記のとおり整理したことは合理的である。

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められる。ところで、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所はウェブサイトにおいて、後見人等による不正事例についてその件数や被害額の総数等の概要を公表していることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、上記公表によっては、後見人等の不正行為について、個別の事例ごとに組織的に検討や対応を行った事実等の有無までは明らかにされていないから、裁判所において、後見人等による不正行為について、どの程度の疑いがあった場合にどのような検討や対応がなされるのかを公にすることは、原則として予定されていないものと認められる。上記の事情によれば、本件存否情報を開示すると、どのような疑いがあった場合にいかなる検討や対応がされるのかについて、後見人等の候補者や後見人等に無用の憶測や不安を生じさせ、後見人等に選任されることを躊躇されることによって担い手の確保が難しくなったり、後見人等を過度に委縮させたりする等して適正な後見等事務を阻害する可能性があるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委員長 戸雅子